

令和5年度主な税制改正要望

令和4年8月 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和5年度厚生労働省の主な税制改正要望①

健康・医療

凡例:新 =新規要望(抗)=拡充要望(抗)=延長要望

| 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長等〔登録免許税、固定資産税〕

医療介護総合確保法上の認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い、取得する土地又は建物について所有権の移転登記等への登録免許税の税率軽減措置を 2年延長するとともに、公益性が高い場合に、取得する一定の建物について固定資産税の課税標準を現行の2分の1に軽減する措置を講じる。

(抗)延)医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等〔相続税、贈与税〕

医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提とした特例措置について、その適用期限を延長する等の必要な措置を講じる。

- 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長〔所得税、法人税〕
- ①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度、
- ③高額な医療用機器に係る特別償却制度について、適用期限を2年延長する。
- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(研究開発税制)の延長等〔所得税、法人税、法人住民税〕(経済産業省等と共同要望) 企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、一般型の控除上限の上乗措置の適用期限を2年延長する等の必要な措置を講じる。
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばご税及び地方たばご税の税率の引上げを要望する。
- 「感染症等専門家組織」(仮称)の創設に伴う税制上の所要の措置〔法人税等〕

令和4年6月に公表された「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」に基づき、 「感染症等専門家組織」(仮称)の設立に伴い、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講じる。

| **出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕(財務省等と共同要望) 令和4年度に出産育児一時金の支給額を見直した場合において、次年度以降の一時金について、引き続き、非課税措置等を継続する。

福祉、子ども・子育て

| **母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕 母子父子寡婦福祉法に基づく「高等職業訓練促進給付金」について、令和4年度限りとなっている制度拡充分の非課税措置等の適用期限を延長する等の措置 を講じる。

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税等〕

生活困窮者自立支援法及び生活保護法並びに生活保護基準について、社会保障審議会において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の 所要の措置を講じる。

(※)令和5年度よりこども家庭庁に移管予定。

令和5年度厚生労働省の主な税制改正要望②

雇用

凡.例:

=新規要望 抗 =拡充要望 🙃

=延長要望

[67] 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等

[所得稅、国稅徵収法、個人住民稅、事業所稅、徵収規定] (国土交通省と共同要望)

駐留軍関係離職者、国際協定による漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等について、適用期限を5年延長する等の必要な措置 を講じる。

労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置〔固定資産税、都市計画税〕

労働者協同組合連合会が所有・使用する事務所等に係る固定資産税・都市計画税について、非課税措置を講じる。

年金

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長〔法人税、法人住民税〕(総務省等と共同要望) 企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。 (撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。)
- 個人型確定拠出年金制度(iDeCo)の改革等に伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕 新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、税制上の所要の措置を講じる。

生活衛生

| 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛牛同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛牛同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用期限を2年 延長する。

その他

- |**戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続**〔所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕 戦没者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置等を存続する。
- 国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置〔登録免許税〕

資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、医師等の 特定の資格保有者の登録事項の変更にかかる登録免許税について、税制上の所要の措置を講じる。

|**福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置**〔法人税等〕

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を講じる。